

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年10月11日（月曜日）

午前10時00分開会 午前10時26分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
(1) 政務活動費収支修正報告書の審査
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	今野 貴子
副委員長	吉田 博史
委 員	久松 猛
委 員	吉田 千鶴子
委 員	海老原 一郎
委 員	柴原 伊一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（5名）

議会事務局長	小松澤 文雄
議会事務局次長	天貝 健一
議会事務局総務係長	寺嶋 克己
議会事務局総務係主幹	片岡 美保
郁政クラブ前経理責任者	勝田 達也

事務局職員出席者

主 任	津久井 麻美子
-----	---------

傍聴者（0名）

矢口 勝雄	議員
-------	----

○**今野委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。早速協議事項（１）政務活動費収支修正報告書の審査に入ります。本日は、郁政クラブの前経理責任者であります、勝田議員に御出席をいただいております。資料につきましては、サイドボックス、総務市民委員会、令和３年、１０月１１日開催のフォルダをお開きください。それでは、この件についての経緯等も含めて、事務局より説明願います。

○**天貝議会事務局次長** まず、今回政務活動費の収支修正報告書が提出された経緯について御説明いたします。資料１をお開きください。市のホームページに掲載されております、住民監査請求に係る監査結果でございます、この書類に経緯が網羅されておりますので、こちらの資料を用いまして、御説明をしていきたいと思っております。資料のページ番号で、１ページを御覧ください。第１、住民監査請求の内容です。請求人は３名の方からあったものですが、個人情報ということで、こちら氏名等につきましては、省略されています。提出日につきましては、２番に記載のとおり７月２９日ということでございます。続いて３番の請求の要旨です。（２）対象の会計行為は、記載のとおり郁政クラブが政務活動費を使い、土浦市議会報告書の発行に伴う総費用、すなわちお手元に配布してございます、令和２年度の郁政クラブの活動報告書の印刷費用に政務活動費を充当した件についてです。（３）の対象行為の違法性もしくは不当性については、次のページに記載されておまして、要約いたしますと、一番最後の文章に記載されているように、広報費の対象と認められている議会報告とみなされる部分があるが、大部分が選挙向けのパンフレットとみなされることから、政務活動費を充てることは不当であるというものでございます。（５）の措置請求内容につきましては、郁政クラブの会計行為により土浦市に８２万８６４円の損失を与えたので、郁政クラブに同金額を補填するよう、土浦市長に勧告するよう求めているものです。３ページを御覧ください。第２になります。この住民監査請求を受けまして、監査側では、内田監査委員が利害関係者に当たることから、除斥として監査を行ったものであります。４ページを御覧ください。監査に当たりましては、（２）に記載のとおり、請求人側から陳述を受けるとともに、４ページの４番に記載のとおり、関係人調査として議会事務局も聴取を受けております。また監査委員からの求めに応じまして、追加資料を提出しており、それについては６ページから８ページにかけて記載されております。こちら、議会事務局から提出したものです。次に、監査結果になります。１０ページをお願いいたします。こちらの下の方ですね、２番になります。活動報告書の掲載内容の検証です。ここでは、この活動報告書のそれぞれの部分について、政務活動費を充当できるか、あるいはできないかを検証したもので、（１）の１ページ上段の会派名、これはちょうど報告書の一番上の会派名の所です。こちらの会派名については、政務活動費を充当できるというふうに判断されております。続いて、１１ページの（２）活動報告書の左上の３から９行目です。左上のこの辺の部分です。こちらの皆様の声を、から始まる段落部分については、令和２年度の活動のうち実現したものを記載したものであることから、政務活動費を充当できるとの判断です。（３）は同じページの１０行目以降の令和３年度の活動方針に係る記載部分についてで、各議員が調査研究したものを、会派で議論し決定したものを市民に報告したものである

ことから、政務活動費を充当できると判断されたものです。これらのことから1ページにつきましては、全て充当できるというものでございます。続いて(4)は、活動報告書2ページから4ページにかけての、各議員の写真が掲載されている部分についてです。写真や役職等の占める割合が大きく、議員個人情報等に主眼を置いたものと見受けられるとともに、写真がその下に掲載された市政等事項の報告内容に関連する写真でもないなどの理由から、政務活動費を充当することはできないと判断されたものでございます。

12ページの(5)各議員の写真の下の記事の部分につきましては、各議員が行った市政活動、調査研究、一般質問等の内容をまとめたものと見受けられ、市政等事項の報告に該当し、政務活動費を充当できると判断されております。続いて(6)4ページ右下の郁政クラブ紹介の部分。裏表紙の右下の写真が、集合写真がある部分です。こちらにつきましては、会派が行った活動報告ではないため、政務活動費を充当できないとの判断でございます。これらを踏まえた結果、13ページを御覧ください。13ページの中段、第8、勧告の欄です。こちらの2段落目に記載のとおり、土浦市は本件会派が政務活動費を充当した活動報告書の印刷費等のうち、政務活動費を充当することが適当でない、「各議員の写真、氏名、議員の期数、役職及び連絡先」及び「会派の紹介及び集合写真」に係る部分に相当する額を算定し、その額について本件会派に対し、不当利益等の返還請求をすること、と勧告をされたものでございます。なお、この勧告の部分には触れられておりませんが、このページの上から6行目になお、本件請求では、その対象とされていないが、不当利益に係る利息又は遅延損害金についても請求を検討すべきであるとされております。このような監査結果が公表されたことを受けて、今回郁政クラブから自主的に政務活動費を充当できないとされた金額を返還すべく、政務活動費収支修正報告書が提出されたものでございます。続きまして、資料2をお開きください。この度修正されましたのは、支出の表の上から3番目、広報費でございまして、当初、会報の発行費用として82万864円であったものを、今回45万6,010円に修正したもので、それに伴いまして、一番下の3の残額が、当初の113万1,368円だったものから149万6,222円に修正されたものでございます。また、欄外に尚書きで差額36万4,854円に、5月1日から返還日までの利息を付して返還する旨記載されております。それでは2ページを御覧いただきたいと思います。この会計帳簿につきましても、一番左の支払日3月30日の欄を、同様に修正されております。また、一番下の欄外に82万余円のうち45万余円を政務活動費に計上し、残額36万4,854円を自己負担分とする、と記してあります。次に、政務活動費を充当する金額を約45万円、充当できない金額を約36万円とした根拠であります。次のページ以降に計算書が添付されております。第2を御覧いただきますと、先ほどの監査結果を整理しております。1の1ページ目は政務活動費を充当できる。2の2ページから4ページについて、(1)の各議員の写真、氏名、期数、役職と連絡先については充当できない。(2)の本文は充当できる。(3)の4ページ右下の会派の紹介部分については充当できない、と記してあります。その下の第3では、この監査結果を踏まえて、修正すべき範囲を計算しております。5ページを御覧ください。各議員それぞれの掲載紙面を図示し

たもので、写真・氏名・経歴の部分を①とし、その高さが6センチ、その下の本文の部分を②としまして、高さが6.8センチ、一番下の連絡先を③としますと、高さが2.5センチでありまして、3ページにお戻りいただくと、下から5行目になります。①と③は政務活動費を充当できない部分で、高さを合算すると8.5センチ、これを面積按分すると55.56パーセントになります。②は政務活動費を充当できる部分でありまして、高さ6.8センチで面積按分すると44.44パーセントとなります。これを基に2ページ毎に充当できる箇所すなわち面積の割合を示しております。まず1ページは、全て充当できますので、紙面全体が4ページございますので、それに対して25パーセントということになります。次に、4ページを御覧ください。2ページ目、こちらは議員個人の掲載部分になりまして、紙面全体4ページに対する割合25パーセントに、先ほどの充当できる本文の部分の面積割合44.44パーセントを掛けますと、11.11パーセントとなります。3ページも同様であります。4ページにつきましては、紙面全体4ページに対する割合25パーセントに、会派の紹介を除いた各議員の部分の割合75パーセントと充当できる本文の部分の面積割合44.44パーセントを掛けますと、8.3325パーセントになります。そして、1から4ページの充当できる割合を合算しますと、55.5525パーセントになるというものでございます。次に、3の政務活動費が充当できない箇所になります。1ページは全て充当できますので、記載はありません。2ページは先ほどと同様に、紙面全体4ページに対する割合25パーセント。こちらに、充当できない写真や連絡先等の充当できない面積割合55.56パーセントを掛けますと13.89パーセントになります。3ページも同様になります。4ページにつきましては、2つに分けて計算されておまして、まず1点目が3名の議員の掲載部分についてで、紙面全体4ページに対する割合が25パーセント。これに、会派の紹介を除いた各議員の部分の割合75パーセントと、充当できない部分の面積割合55.56パーセントを掛けますと、10.4175パーセントになります。次に、2点目が会派紹介部分、こちら右下になりますけれども、紙面全体4ページに対する割合25パーセント。これに会派紹介部分の面積割合25パーセントを掛け、16.6675パーセントになります。最後に1から4ページの充当できない部分の割合を合算しますと、44.4475パーセントになるというものでございます。次に、4の補正額の計算です。1点目が政務活動費を充当できる額についてで、広報費82万864円に充当できる部分の面積割合55.5525パーセントを掛けますと、45万6,010円になります。2点目が政務活動費を充当できない額についてで、広報費に充当できない部分の面積割合44.4475パーセントを掛けますと、36万4,854円になりまして、これが返還する金額になるものです。最後の5の返還額になります。監査結果に利息についても請求を検討すべきとの指摘があったことを受けてのものになりますが、民法には利息を生ずべき債権に別段の意思表示がないときは、法定利率の年3パーセントとすると規定されております。また、利息計算の起算日、つまり、いつから利息が発生するかにつきましては、政務活動費の交付に関する条例第7条第2項に、収支報告書の提出期限が4月30日と定めがあることから、その翌日の5月1日から支払日までの利息を

加えた金額を返還するとしているものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。私から1点。利息というのは、具体的には今の時点でどれくらいになっているのですか。

○**天貝議会事務局次長** 本日、もし、本日返すとなると4,918円になります。

○**今野委員長** あと、質問等はございませんか。

○**吉田（博）副委員長** 市民から監査請求が出て。監査委員がそれを受理して、監査をした結果、今次長が話したようなことが監査の結果であると。いうことだよな。だから、それでいいんじゃないの。何も別に議論することも意見はないけれども、監査がきちんと結果を出しているんだから、議会はそれに従って、粛々と進めればいいと思う。あとは、会派の広報で今まで土浦の議会の政務活動費の使い方だよな。それは深く議論されてなかったんだけど。今回のこれを機に、やはり各会派というか会派の広報というのかね、市民に私たちはこういう活動をしてますよというのを知らしめるということは、大変いいことなんだよね。ただそのやり方としてもう少し、今回のことを踏まえて、しぼりじゃないけれども、決め事というかな。そういうのを今から新たに議運、これは議運かな。政調費をどうやるのは議運だと思ったよな。議運で今後議論していただければそれでいいと思います。そのくらいだと思っただよな。

○**今野委員長** ほかにございませんか。

○**小松澤議会事務局長** 監査結果の報告書の一番最後になるんですけれども、意見が付されております。その中には今吉田副委員長がおっしゃったような、政務活動費に関する今回の報告書も含めて、もう少し詳細なものを作っていくよというようなことが記されてますので、今後協議しながら、また政務活動費の手引きですか、こちらの方もグレードアップというか、中身の精査をしていかなければならないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**久松委員** 今の話は、政務活動費の手引きにこの問題を盛り込んで、新たに作ってくよと。そういう意味。

○**小松澤議会事務局長** その通りです。吉田副委員長がおっしゃられたように、議会運営委員会で議論されていくものかと思っただよな、これに今回のことも含めて、ほかの部分もいろいろ全国では判例もありますので。その辺も踏まえながら、土浦市としてどうやっていくかというのを決めていかなければいけないのかなというふうに。

○**久松委員** そうですね。

○**島岡委員** これもやっぱり議運で諮っていただくものだと思うんですが。自分でやったことを自分で審査するわけなんで、第三者が入ってもいいのかなというのがちょっと気になる所で。その辺を議運の方で念頭に入れていただけることができるかどうか

○**吉田（博）副委員長** これはコロナだから、視察どこも行けないからさ。視察でも行っていれば違うんだよな。視察先での写真とかさ。説明を受けているところとかさ、そんなのいくらでも載せられるんだよな。ちょっとタイミングが悪かっただけだよ。はい、以上。

○海老原委員 今気が付いたんだけど。この資料のね。この資料の2ページ、一番最後の行なんだけれど。一番下、82万314円となっているよね。これには振込手数料が入っていない金額なんだよね。この金額はね。ところが4ページ。修正額の計算はこの振込み手数料が入った金額で計算してるの。だからパッと見て金額が違うので。気が付かないと思うんだ。

○天貝議会事務局次長 その辺は、少し精査させていただきたいと思います。

○吉田（博）副委員長 元銀行員は違うな。

○今野委員長 すいません。私の方から確認が一つ。これは最終的には、総務市民委員会で決められたことを安藤市長の方に諮るわけですよ。で、安藤市長の方からどういう内容かとか金額ということも、また返ってくるということですよ。その前に、もうお支払いをすると。振り込みをすると。そういう流れでということですか。

○天貝議会事務局次長 今、委員長がおっしゃられたように、今回はあくまでも郁政クラブの方から自主的に返還するということです。たとえば本日この金額が総務市民委員会で確定すれば、この金額を市に対して振り込むと。返還すると。市長側の手続きとしては、その金額が本当に妥当なのかどうなのかということで、市長側でそれを判断いたします。判断すると市長がその旨、監査委員へ通知を行います。妥当だったということで。そうしますと監査委員の方でもそういう通知があったことを、ホームページで公表します。そこではじめて、今回の3名の請求人がこういう流れになったのかということを知るということになります。

○柴原委員 やっぱりきちんとしたよ、支払いしてもらって。新聞にかなり出ちゃったんだから、やっぱりそれだけはきちんとやってもらいたい。

○今野委員長 それではせっかく勝田議員がいらしてくださっているので、何か御意見等ございましたら。

○勝田委員 意見ではありませんが、お忙しい中、総務市民委員会を開いていただきましてありがとうございました。以上です。

○今野委員長 それでは、総務市民委員会としては、今日提出されたものでよろしいということで、よろしいですか。異議はございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 総務市民委員会としては、本日提出されたもので認めるということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○今野委員長 事務局の方からは、何かございますでしょうか。

（「ございません」という声あり）

○今野委員長 それでは、総務市民委員会はこれで閉会します。お疲れさまでした。